

◆特集◆ 新しい『日本目録規則 (NCR)』

新しい『日本目録規則』のすがた

◆何が新しくなるのか

渡邊 隆弘

1 はじめに

『日本目録規則』(NCR)¹⁾の最初の版である「1942年版」は、青年図書館員聯盟によって1943年に刊行された。戦後、NCRは日本図書館協会(JLA)に受け継がれて「1952年版」,「1965年版」,「新版予備版」(1977),「1987年版」と推移し、日本の標準目録規則として長く用いられてきている。

NCR1987年版は、最新版である「改訂3版」(2006)まで3度の改訂を経ているものの、基本的な枠組みは30年にわたって保たれ、NCRの歴史のなかでも最も長命な規則となっている。今では、NCR新版予備版以前の規則による実務経験をもつ現職者は相当限られているはずである。

そのNCR1987年版に替わる新しい規則として、現在の情報環境や国際標準に対応した²⁾『日本目録規則2018年版』(仮称)が、完成に向かっている。JLA目録委員会と国立国会図書館(NDL)収集書誌部は連携して作業を進め、2017年2月に「全体条文案」を公開した³⁾。その後、大阪(3月)と東京(5月)での検討集会開催、7月までのパブリック・コメント募集を経て、策定作業は大詰め段階を迎えている。なお、条文案

の概要を中心とする資料集を刊行し⁴⁾、また『図書館雑誌』に背景・概要・策定経緯を述べる記事⁵⁾および検討集会報告記事⁶⁾を掲載している。

NCR2018年版は、従来のNCRとは大きく構成の異なるものとなっており、検討集会等では戸惑いの声も聞かれた。また、実際に目録や目録作業がどう変わるのかが見えづらいとの声も多くあった。加えて、上述のとおりNCR1987年版が長く安定して用いられたため、大部分の図書館員にとって「NCRが変わる」ことは初体験で、不安を呼ぶのは当然ともいえる。

今回、本誌編集委員会より特集の企画をいただき、NCR2018年版の概要と特徴について、特に国際標準等に準拠することによって何が新しくなるのか、という点を中心に紹介したい。策定に携わる者として、基本的には条文案等に反映された公式見解の枠内で述べるが、一部には筆者の私見も含まれることをご了解いただきたい。また、策定作業は現在も進行中であるため、本稿執筆(2017年11月)から完成までに異同の可能性があることも、ご了解いただきたい。

2 NCR2018年版の構成とFRBRモデル

2.1 NCR2018年版の構成

NCR2018年版の構成は、図1のとおりである。この構成は、1998年にIFLAから刊行された「FRBR(書誌レコードの機能要件)モデル⁷⁾」に準拠している。FRBRモデルは、「国際目録原則

わたなべ たかひろ：帝塚山学院大学、日本図書館協会目録委員会委員長

キーワード：日本目録規則(NCR)、FRBR、RDA、典拠コントロール、著作、書誌フレームワーク

(ICP:2009)』⁸⁾に取り入れられるなど、その後幅広く受け入れられて21世紀の新しい目録法の基盤となっており、NCR2018年版もこれへの準拠を方針としている。「英米目録規則第2版(AACR2)」の後継規則として2010年に刊行された“RDA:Resource Description and Access”⁹⁾もFRBRモデルに拠っているが、NCR2018年版はRDAと比較してもFRBRモデルに忠実な章構成といえる。

2.2 FRBRモデル

FRBRモデルは、目録が扱う書誌的世界を、データベース設計等によく用いられる「実体関連分析(E-R分析)」と呼ばれる手法により概念モデル化したものである。実体関連分析によるモデルは、「実体」「属性」「関連」によって構成される。その概要を図2に示した。

(1) 実体

実体関連分析ではまず、対象世界(ここでは書誌的世界)で重要と思われる概念が「実体(Entity)」として設定される。図2に点線四角で示した11概念が、FRBRモデルにおける「実体」である¹⁰⁾。このうち、「著作(Work)」「表現形(Expression)」「体現形(Manifestation)」「個別資料(Item)」という「第1グループ」の4実体は、目録の対象となる知的・芸術的成果(資料)を表している。

すなわち資料を、抽象的な創作物の単位である「著作」から、テキストなどの形で内容(表現)が定まった「表現形」という段階、何らかの媒体に具体化された「体現形」という段階を経て、1点1点の資料を示す「個別資料」にいたる、順次具現化される構造としてとらえる。特に、これまで著作の「版の異なり」ととらえていたものを、改訂・翻訳・記譜・演奏など内容的側面の異なりは表現形段階の違い、文庫化・電子化・大活字本など物理的側面の異なりは体現形段階の違いとし

図1 NCR2018年版の章構成

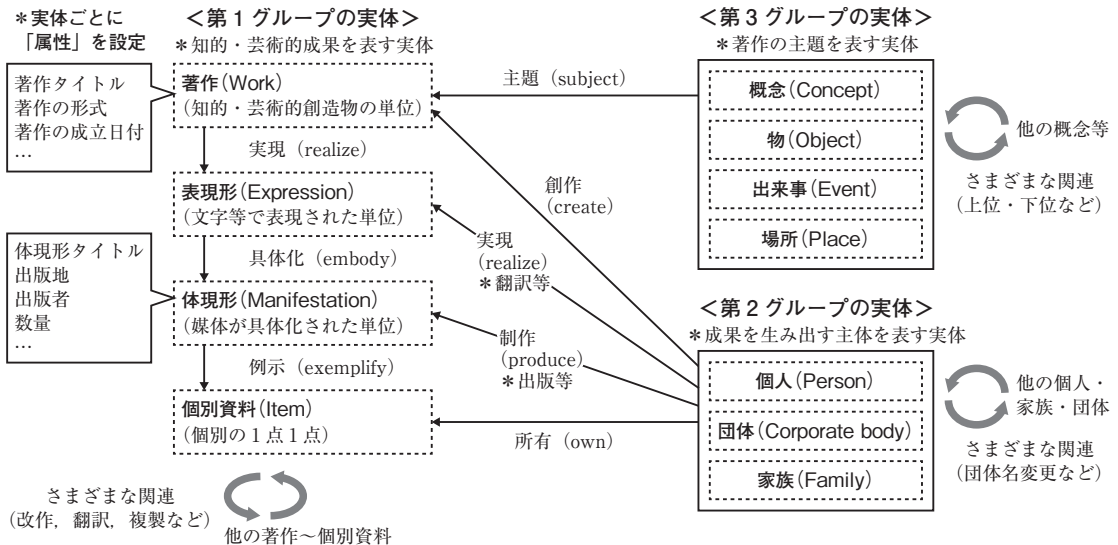
序説	注:[]の章は、刊行時点では保留
第1部 総説	
0章 総説	
第2部 属性	
<属性の記録>	
セクション1 属性総則	
1章 属性総則	
セクション2 著作, 表現形, 体現形, 個別資料	
2~5章 実体別(体現形, 個別資料, 著作, 表現形)	
セクション3 個人, 家族, 団体	
6~8章 実体別(個人, 家族, 団体)	
セクション4 概念, 物, 出来事, 場所	
9~12章 実体別([概念], [物], [出来事], 場所)	
<アクセス・ポイントの構築>	
セクション5 アクセス・ポイント	
21章 アクセス・ポイントの構築総則	
22章~32章 実体別	
第3部 関連	
セクション6 関連総則	
41章 関連総則	
セクション7 資料に関する関連	
42章 資料に関する基本的関連	
43章 資料に関するその他の関連	
44章 資料と個人・家族・団体との関連	
45章 [資料と主題との関連]	
セクション8 その他の関連	
46章 個人・家族・団体の間の関連	
47章 [主題間の関連]	
付録(含:用語集)	

て区別したところに新しさがあり、これにより資料の構造をより精密にとらえることができる。

次に、「個人(Person)」「家族(Family)」「団体(Corporate body)」という「第2グループ」の3実体がある。成果を生み出す主体を表すもので、従来の目録でいえば、著者名の典拠データの対象に相当するが、やや拡張されて出版者なども含まれる。

さらに、「概念(Concept)」「物(Object)」など著作の主題を表す「第3グループ」の実体群がある。これらは主題標目の典拠データ(およびそのもととなっている件名標目表, 分類表等の統制

図2 FRBRモデルの概要



語彙)の対象に相当する¹¹⁾。

(2) 属性

それぞれの実体に対して、各実体を表現するのに必要な「属性 (attribute)」が設定される。図2では著作、表現形にのみごく例示的に示しているが、すべての実体に対して属性の設定が行われる。書誌データおよび典拠データにおけるデータ要素がこれにあたる。

(3) 関連

さらに、実体間に「関連 (relationship)」が設定される。図2では、直線矢印で示したものがFRBRモデルにおける基本的な関連である。基本的な関連には、第1グループの実体 (著作～個別資料)が順次具現化されていく関連、第2グループの実体が第1グループの実体の生成に関わる関連¹²⁾、第3グループの実体が著作の主題となる関連がある。加えて、例えば、「表現形Aは表現形Bを翻訳したもの」「団体Aは団体Bが名称変更したもの」といった関係性も、関連として扱われる。図2ではカーブした矢印で示したものである。書誌階層構造、逐次刊行物の変遷情報、標目間の「をも見よ参照」など、従来の目録規則でも扱われ、システムによってはリンク表現が行われ

ているものも含まれ、さらに多様な関係性が扱われる。

なおFRBRモデルでは、情報の「発見 (find)」「識別 (identify)」「選択 (select)」「入手 (obtain)」という目録利用者の行動モデル (ユーザ・タスク)を考察の基礎としており、例えば「出版者は表現形の識別と入手に強い重要度をもつ」といった具合に、これを属性や関連を設定する際の根拠として用いている。

2.3 NCR2018年版の構成とFRBRモデル

図1に示したNCR2018年版の構成は、FRBRモデルに忠実なものといえる。すなわち、FRBRモデルの11実体を採用し、「第2部 属性」では実体別の章立てで属性を、「第3部 関連」ではFRBRモデルが設定する関連¹³⁾を扱っている。ただし、属性の設定については、後述のとおりRDAとの相互運用性を重視しており、FRBRモデルの属性とは異同がある。なお、第3グループに関わる属性、関連については、章を設けてはいるものの、一部 (場所の属性)を除いて刊行時点では保留 (未作成)とする。これらは、従来の目録規則で実質的な規定に乏しかった部分である¹⁴⁾。

第2部後半の「アクセス・ポイントの構築」については、若干の説明が必要である。NCR2018

年版では「標目」の語は用いず、検索に用いられる名称、用語、コード等を「アクセス・ポイント」と呼ぶ。アクセス・ポイントには、典拠コントロールによる「統制形 (controlled) アクセス・ポイント」と、それ以外の「非統制形アクセス・ポイント」がある。統制形アクセス・ポイントには、実体を一意に識別する「典拠形 (authorized) アクセス・ポイント」(「統一標目」に相当)と、それ以外の「異形 (variant) アクセス・ポイント」がある¹⁵⁾。22章以下では、属性として規定された名称やタイトルを基盤に、必要に応じて他の属性(生没年など)をも組み合わせて、実体に対する統制形アクセス・ポイントを構築する方法を規定している。

2.4 FRBR モデル準拠の意味するもの

NCR2018年版の特徴はいくつか挙げられるが、その多くがFRBRモデルへの準拠によって生まれたものである。

①典拠コントロールの位置づけ

NCR1987年版においても、例えば著者標目について「典拠ファイルに定められた統一標目の形を用いる」¹⁶⁾としている。すなわち、目録の集中機能を果たすために典拠コントロールが不可欠との認識はあり、実際にも行われている。しかし、標目に関する条項は、書誌記述に付す統一標目と参照の選定・形式に関する規定のみで、典拠データのその他の要素は扱われていない。

NCR2018年版ではFRBRモデルに沿って、著作、個人、団体等も独立した実体ととらえ、それぞれに属性・関連を設定する。このことにより、典拠コントロールが規則上に明確かつ具体的に位置づけられ、典拠データの比重が相対的に高められたといえる。さらに、後述するように、全著作の典拠コントロールを行うことも、大きな意味をもつ。

②資料の内容的側面と物理的側面の整理

著作・表現形・体現形・個別資料という各段階を意識することで、著作・表現形が担う内容的側面と、体現形・個別資料が担う物理的側面を、整

理してとらえられる。著作・表現形に対して新たな属性を多数追加するなど、従来よりも内容的側面を重視している。

関連して、従来のGMD、SMDという資料種別を整理した。すなわち、表現形の種別である「表現種別」と、体現形の種別である「機器種別」「キャリア種別」に分けてとらえる。「テキスト」「地図」「楽譜」等は内容的側面の種別、「冊子」「シート」「オーディオ・ディスク」などは物理的側面の種別ととらえることで、さまざまな資料を無理なく扱えるようになる。種別の設定はRDAに準じているが、その本質はFRBRモデルに起因している。なお、これに伴いNCR2018年版では、記述の部で長らく続けてきた資料種別ごとの章構成をとらない¹⁷⁾。

③関連の記録

実体の属性とは別立ての部とすることで、関連の記録を重視している。実体間の関連の記録という形をとることで、目録提供時のリンク機能が無理なく提供できるなどの効果が見込める。国立情報学研究所が運営するNACSIS-CATでは、書誌レコードと典拠レコードのリンクのほか、書誌階層構造や逐次刊行物の変遷などがリンクとして管理されている。「継続前誌」等の情報の記録はNCR1987年版にも規定されているが、それは注記としての表現にすぎなかった。実体間の多様な関係性について、相手先の実体を明確に示し(例えば、識別子や典拠形アクセス・ポイントによる)、関係性の種類も明確化した関連の記録を行うことで、翻訳や映画化などにリンク機能の幅を拡げていけると期待される。

なお、NCR1987年版で導入された書誌階層構造の考え方はNCR2018年版でも維持し、基礎レベルの設定を行う。書誌階層構造は関連の一種(全体と部分)に相当する。

④機械可読性の向上

①～③の特徴は、それぞれの意義をもつと同時に、もう一つ「機械可読性の向上」という意義にも帰結する。前項の例に挙げた「継続前誌」の情報を注記ではなく関連として扱うことは、情報の

意味内容は変わらなくとも、「人間が読めばわかるデータ」から「コンピュータにも理解できるデータ」に移行するという意義をもつ。LOD (Linked Open Data) などがさかんに語られる今日、このことは非常に重要である。FRBR モデルは概念モデルであり、実装に直結はしないものだが、データベースのイメージを得やすいモデルで、このことが機械可読性の向上に役立っているように思われる。

2.5 著作の典拠コントロール——大きな挑戦

私見では、NCR2018年版の実際の運用を考えたとき、FRBR モデル準拠という範囲内で最大の問題は、著作の典拠コントロールである。特に節を改めて、若干述べておきたい。

著作（さらには表現形）の典拠コントロールを行うことで、FRBR モデルの第1グループの構造化の考え方を生かしたOPACの「FRBR化 (FRBRization)」等が期待される。

著作の典拠コントロールを行うには、著作を一意に識別できる典拠形アクセス・ポイントを構築する必要がある。NCR2018年版では、優先タイトル（当該著作に対して、データ作成者が選択したタイトルで、著作の重要な属性の一つ）を基礎として著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築するとし、それは、「野坂、昭如、1930-。火垂るの墓」のように創作者 (creator)¹⁸⁾ の典拠形アクセス・ポイントと優先タイトルを結びつけた「結合形」か、「今昔物語」のように優先タイトルのみの「単独形」の、いずれかの形をとる。創作者が明確な著作の多くでは、結合形をとることとなる。

これはNCR1987年版の第26章（統一タイトル）の規定にも沿い、RDAとも符合する方式である。しかしながら、NCR1987年版における統一タイトルの適用範囲は無著者名古典、聖典、音楽作品に限定されており、運用実績もかなり限られている。

そもそも、特定著作の諸版を集中することの必要性は、「バリ原則」（1961）等にも示されている伝統的な考え方であるが、著作の典拠コントロールは著者に対する作業のような網羅性をもっては

行われてこなかった。FRBR モデルに準拠することで、全著作の典拠コントロールが求められているのは世界共通の問題といえる。

しかし、欧米と日本とでは、新たな仕組みを導入する負荷に大きな差がある。この作業の難しさの中心は、「何をもって創作者とみなすか」の判断にある。単独の著者の著作なら問題ないが、合集、編集著作、翻案・脚色、音楽作品、法令……考えていくと、著作の態様は実に多様であり、それぞれに創作者といえる個人・家族・団体があるのかないのか、誰なのか、を判断するのは簡単ではない。

NCR2018年版ではRDAを参考にして多くの規定を作成しているが、その多くは、FRBRモデルに準拠したRDAのオリジナルではなく、「英米目録規則第2版 (AACR2)」までの「基本記入標目の選定」ルールに由来するところが大きい。いわゆる「著者基本記入方式」における、第一著者を原則とする基本記入標目の付与は、著作の創作者の確定（誰も創作者に認定できない場合はタイトル基本記入となる）に通じる作業であったのである。

NCRは、NCR1965年版までは著者基本記入方式をとっていたが、NCR新版予備版（1977）以降、標目はすべて等価と扱う「記述ユニット・カード方式」（記述独立方式；等価標目方式）に転じ、現在に至る。この転換は、目録業務の簡便化の要請を背景としたもので、一定の合理性を備えていたことは間違いのない。ただ一方で、国際原則（バリ原則が著者基本記入方式をとっていた）から離れることでもあり、非基本記入方式の目録規則は、日本・中国・韓国という極東の国々以外には広がらなかった。

もはやRDAも、もちろんNCR2018年版も、「基本記入」といった用語を用いることはないが、NCRの歴史から見れば40年ぶりに大きな舵を切ることとなると認識している。日本の目録現場では、洋書にAACR2を採用する場合でも基本記入標目は設定しない運用が多かった。この点により、NCR1987年版からNCR2018年版への移行は、AACR2からRDAへの移行と比べ、抜本的な変化の度合いがずっと強いといわざるをえない。

3 NCR2018年版とRDA

3.1 RDAとの相互運用性

前述のとおり，“RDA：Resource Description and Access”は、AACR2の後継規則として2010年6月に刊行された。その後2013年春に北米で適用がはじまり、以降は英語圏のみならず他の言語圏にも広がりを見せる準国際的な目録規則となっている。日本でも、国立国会図書館が洋書に採用するなど、多くはないが採用例がある。

ネットワーク時代のNCRを設計するうえで、準国際的な規則であるRDAとの相互運用性は、NCR2018年版検討の早い段階から意識されてきた。RDAもFRBRモデルに準拠した規則なので、その点での共通性は当然であり、2.4で述べたFRBRモデル由来の特徴は、RDAにも当てはまるものである。本章では、それ以外の点について、RDAとの関係を述べたい。

AACR2ではISBDに準じて、八つの「エリア(area)」(例：タイトルと責任表示エリア)のもとに「エレメント(element)」(例：本タイトル)を設定してきたが、RDAではエリアを廃し、エレメントの設定(ただしエレメントの下に下位エレメントを設定する場合もある)¹⁹⁾により属性・関連を表現している。NCR2018年版もこれに準じて「エレメント」の語を用い、NCR1987年版にあった「書誌の事項」の語は用いていない。

そして、エレメントの設定は、RDAと一対一対応させており、独自追加や分割・併合は行っていない。また、多くのエレメントで設定されている語彙リスト(後述)については、原則としてRDAの設定する用語はすべて含むこととし、場合によって特に日本に必要な用語を加えるようにしている。

一方、図1に示したNCR2018年版の章構成は、RDAと完全には一致していない。RDAでは第1グループの実体について「セクション1 体现形、個別資料」「セクション2 著作、表现形」とし、各セクションに複数の章を置いて、それぞれ二つの実体に関する属性群をその性質に

よって分けて配置している。これに比べNCR2018年版は、実体ごとの章構成を徹底している。また、属性の記録とアクセス・ポイントの構築を分けていることなども、NCR2018年版独自の構成である。

RDAは刊行から今日まで、毎年一定の改訂が行われている。エレメントや語彙の増減が行われることもある。相互運用性を担保するには、NCR2018年版刊行後も、継続的に改訂を検討する必要がある。

3.2 RDA由来の特徴

NCR2018年版の特徴のうち、RDAとの相互運用性を担保したことによる、RDAと共通の特徴を挙げる。ただし、2.4で述べたFRBRモデル由来の特徴は除く。

①数多くのエレメント

エレメントは、約300に及び(下位エレメントを含む)、NCR1987年版の書誌の事項に比べて大幅に増強されている。典拠データへの格納を想定されるエレメントの設定を行ったことに加え、従来の規則の「注記に関する事項」「その他の形態的細目」等を細分するなど、より小さな単位でエレメントを設定していることの影響が大きい。例えば、体现形のキャリアに関わる属性として、「基底材」「制作手段」「極性」「縮率」など多くのものが設定されている。特定の種類の資料を想定したエレメントも多く、通常の資料で記録すべきエレメントが飛躍的に増えているわけではない。意味内容に応じてなるべくエレメントを分けることで、データ処理の柔軟性が増すと期待される。

②語彙のリストの設定

転記によらないエレメントの多くで、用いる語彙のリストを示し、入力値に一定の統制をはかっている。例えばエレメント「基底材」には、「革」「プラスチック」などRDAにある30余の用語のほか、NCR独自の用語として「和紙」を設定している。

また、付録に「関連指示子(relationship designator)」の語彙を設定し、関連の記録にあ

たって、関連先の実体を示すとともに関連の詳細な種類をも記録できる。例えば、「資料と個人・家族・団体との関連」のエレメント「創作者」に用いる関連指示子として「著者」「作曲者」「写真撮影者」など約25個の用語を設定している。

③意味的側面と構文的側面の分離

ISBD 区切り記号等を規定していたNCR1987年版とは異なり、規定対象をメタデータの意味的側面（エレメントの記録の範囲と方法）に限定し、構文的側面（エレメントの記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式）は扱わず、規則としては縛らない。

意味的側面のみを守備範囲とし、構文的側面を別途の標準に委ねることは、ダブリン・コア（DC）など近年のメタデータ規則では一般的になっている。構文的側面については、高い相互運用性を備えた方式が採用され、LODとして提供された書誌データの広範な活用につながることを望ましい。

④機械可読性の向上

前章で述べたFRBRモデルへの準拠に起因する特徴と同じく、本節の①～③の特徴も、それぞれの意義をもつと同時に、機械可読性の向上に帰結する²⁰⁾。新たなエレメントや語彙リストの設定のそれぞれは、やや細かな事項で、まだ有効活用の事例や展望は十分ではないが、データ処理の柔軟性を生かした活用が期待される。

3.3 NCR2018年版のための 書誌フレームワーク

NCR2018年版の実際の運用を考えたとき、本章で述べた範囲内で最大の問題は、規則の外側となった構文的側面、すなわち書誌フレームワークであると思われる。特に節を改めて、若干述べておきたい。

新しい規則に基づいたデータを格納すべき書誌フレームワークは、エレメントの弁別やデータ間の対応関係など、規則の意味的側面を損なわない表現力をもっていることがまず重要である。同時に、形式に開放性（相互運用性）があり、他のコ

ミュニティでも扱いやすいものが望ましい。

米国議会図書館（LC）では2011年以降、MARCフォーマットに替わる新たな書誌フレームワーク“BIBFRAME”の開発に取り組み、仕様等が作られてきている²¹⁾。BIBFRAMEはメタデータの構文表現として広く使われているRDF（Resource Description Framework）を取り入れて開発されているが、検討の過程で、必ずしもRDAに密着したものにはなっていない。そのこともあって、2013年以降、RDAを実装するフレームワークとしては、引き続きMARC21フォーマット²²⁾が広く用いられている。

もちろん、AACR2に即したデータを収めていた形式のままでは対応できないため、RDAのための拡張が、数次にわたって実施されている。しかし、既存のタグ等をなるべく生かす形で処理しているため、FRBRモデルに準拠したRDAの構造を素直に反映するものにはなっておらず、無理があるのは否めない。どこまでこのまま行くのか、将来は見通しがたい状態にある²³⁾。

日本では、さらに難しい状況がある。国内でMARC21フォーマットを本格的に用いているのは国立国会図書館など少数で、館種によってもフォーマットがまちまちである。特に、NACSIS-CATがCAT-Pという独自プロトコルによっているため、多くの大学図書館ではMARCフォーマットというものの自体が縁遠い状態にある。この環境で新しいNCR2018年版に基づくデータをどのようなフレームワークに載せていくのか。MARC21ならば運用が可能ではあろうが、前述のように無理もある状態で、今から新たにMARC21導入というのもためらわれる。MARC21フォーマットによらず、FRBRモデル準拠のデータを扱っていくとすれば、世界的にも参考例のほとんどない挑戦となる。

規則の外側の問題であり、策定関係者として口を挟みにくいところであるが、NCR2018年版は規則だけでは運用できないので、データ作成機能によるなるべく早期の検討を望みたい。

4 完成に向けた見直し

策定関係者として、策定の経緯や考え方も述べるべきであろうが、紙数の関係もあるので前稿²⁴⁾に譲ることとし、直近の状況と今後の見直しに限って述べたい。

パブリック・コメントは、11の個人・団体から寄せていただいた²⁵⁾。なかには、多岐・詳細に及ぶものや、規則全体に関わる考え方や重要な用語に関する提起もある。検討集会（大阪開催に101名、東京開催に73名の参加があった）で出された意見等も合わせて、細かく項目別に整理すると、約900件のリストとなった。それに加えて、全体条文案公表段階で検討課題として留保していた問題も相当数あり、パブリック・コメントも参考しつつ結論を出す必要がある。

本稿を執筆している2017年10月時点で、JLA目録委員会とNDL収集書誌部の分担により鋭意作業中のところであるが、それに先立って策定スケジュールの見直しを行って公表した²⁶⁾。それまでのスケジュールでは、2018年3月に規則を完成させてウェブ上で公表（PDF形式）し、その後2018年度に入って冊子体を刊行するとしていたが、次のとおり改めた。

- 2018年3月にPDF形式で「予備版」を公表
- 4月以降に付録作成作業、全体調整作業等
- 12月ごろに冊子体刊行、PDF形式（本版）公表

「予備版」は、骨格を固めて重要な用語は確定し、以後に条文の大幅な組み替えは行わないレベルのものをめざしている。一方で本版までに、細かな文言の修正は全般にわたって行う可能性があり、また一部の付録作成は4月以降となる可能性が高い。

なお、RDAはウェブサービスである「RDA Toolkit」が本版とされており、NCR2018年版にもそのような仕組みを求める声が検討集会等で寄せられた。しかし、低コストで気軽にアクセスしてもらえる形を優先し、少なくとも刊行当初時点ではウェブサービス版への投資は考えていない。

5 おわりに

以上、国際標準等との関わりに焦点をあてて、NCR2018年版の概要、特徴を述べてきた。もちろん一方で、日本独自の状況に基づいて検討すべき課題もある。例えば、言語・文字種の扱いや読みの記録については、全体条文案にいくつかの疑義が呈され、現在再検討を行っている。また、奥付の存在など情報源に関わる出版慣行の異なり等から、他国の規則をそのまま適用しがたい場合があり、そうした側面での配慮も、NCR2018年版の特徴の一つといえる。

規則そのものの紹介とともに、運用上の大きな問題として、著作の典拠コントロール（2.5）と書誌フレームワーク（3.3）を挙げた。運用に関わる問題点としても一つ挙げるとすれば、NCR2018年版やRDAは、従来のもよりも自由度が格段に高いことが挙げられる。新しいエレメントや規定が多く盛り込まれてはいるが、必須とはされていない部分が多く、結果、これまでとあまり変わらないデータも新規則のデータとして許容されるところがある。

例えば、関連を記録する際、識別子や典拠形アクセス・ポイントによって関連先の実体を明示する方法のほかに、文章形式で自由に記述できる「非構造記述」なども許容されている。これが多用されると、これまで注記に記していたのとさして変わらず、リンク機能はスムーズに実現しがたい。すなわち、機械可読性の向上といった利点は運用方針によるところも大きいわけである。なるべく新規則の精神を生かせる運用を望みたい。

なお、本稿で説明してきた国際標準等は、固定されたものではない。実はすでに2017年夏、FRBR等をもとに、“IFLA LRM (Library Reference Model)”²⁷⁾という概念モデルが発表された。国際目録原則は2016年の改訂²⁸⁾でこれを一部取り込み、RDAも2018年にはこれに対応する改訂が予定されている。

私見ではFRBRモデルの本質を改めるものではないが、実体等の設定には一定規模の異なりがあり、NCRもいずれ対応を迫られる。それで終

わりというわけでもなく、RDAを含め見直しは今後も行われうる。すなわち、NCR2018年版は中長期に固定された規則ではありえず、刊行後も不断の更新を続ける体制が必要である。

とはいえ、まずは予定どおりの完成をめざしていきたい。パブリック・コメントなど館界の方々のここまでのご協力に感謝するとともに、活用されてこそその規則であり、実装・運用に向けたさらなる検討もお願いして、本稿を閉じたい。

<注>

- 1) 最新版の書誌事項のみ掲げる。同書の「序説」にNCRの略史が記されている。
日本図書館協会目録委員会. 日本目録規則. 1987年版改訂3版. 日本図書館協会, 2006, 445p.
- 2) 本稿では紙数の関係もあり、新たな目録規則が求められる背景や国際動向については、最小限の記述にとどめる。こうした点については、全体条文案「序説」、注5)の文献などを参照されたい。
- 3) 条文案は、NDLのサイトに掲載している。また、JLAのサイトにも関係情報を集めたページを公開している。
国立国会図書館. 新しい『日本目録規則』(新NCR). (オンライン), 入手先
<http://ndl.go.jp/jp/data/ncr/>, (参照 2017-11-01)
日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則 (NCR) 2018年版」(仮称). (オンライン), 入手先
<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/643/Default.aspx>, (参照 2017-11-01)
- 4) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則 (NCR) 2018年版」(仮称) 全体条文案概要: 付. 検討集会の記録. 日本図書館協会, 2017.9, 132p.
なお、検討集会の配布資料用に作成した前版(2017.2)もある。
- 5) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則 2018年版」(仮称)の完成に向けて. 図書館雑誌. 111 (2), 2017.2, p.98-101.
- 6) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則 2018年版」(仮称) 関西検討集会の概要. 図書館雑誌. 111 (5), 2017.5, p.304-306.
日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則 2018年版」(仮称) 東京検討集会の概要. 図書館雑誌. 111 (7), 2017.7, p.452-453.
- 7) 1997年に作成・承認されたものが、翌年に刊行されている。

IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. Functional Requirements for Bibliographic Records: final report. K.G. Saur, 1998, 136p.

以下のサイトから、当初版, 2009年修正版の英文テキストと、日本語(和中幹雄, 古川肇, 永田治樹訳)を含む各国語版テキストがダウンロードできる。

IFLA FRBR Review Group. Functional Requirements for Bibliographic Records. (オンライン), 入手先

<https://www.ifla.org/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>, (参照 2017-11-01)

- 8) 次のサイトから、日本語(国立国会図書館収集書誌部訳)を含む各国語版テキストがダウンロードできる。

IFLA. Statement of International Cataloguing Principles 2009. (オンライン), 入手先

<https://www.ifla.org/publications/statement-of-international-cataloguing-principles>, (参照 2017-11-01)

なお、ICPは2016年に改訂された。注28)参照。

- 9) RDA Toolkit: Resource Description and Access. (オンライン), 入手先

<http://www.rdatoolkit.org/>, (参照 2017-11-01)

日本語によるRDAの解説書に、以下のものがある。

上田修一, 蟹瀬智弘. RDA入門: 目録規則の新たな展開. 日本図書館協会, 2014.2, 205p.

Barbara B. Tillett, Library of Congress. RDA: 資源の記述とアクセス: 理念と実践. 樹村房, 2014.10, 383p.

- 10) 正確には、1998年時点のモデルでは10実体で、「家族」は後に加えられたものである。

- 11) 「源氏物語の研究」「紫式部の評伝」のように第1グループ、第2グループの実体が第3グループの役割を果たす場合もある。

- 12) 書誌データと著者名典拠データとのリンクに相当するが、著者や作曲者は著作と、訳者や編曲者は表現形と、といったように、より精密な管理ができる。

- 13) 厳密には、基本的な関連とその他の関連の区別を構成上明確にしていないこと、著作と体现形を直接結びつける関連を設定していることなど、若干の異なりはある。

- 14) RDAでも多くが保留の状態にある。

- 15) このあたりの整理は、FRBRの後で作成されたFRAD(典拠データの機能要件)で行われている。なお、属性についても、FRBRに明示されているのは第1グループの実体のみで、その他の実体の属性は、FRADで扱われている。また、さらにその後、FRSAD(主題典拠データの機能要件)も作成され、FRBR/FRAD/FRSADを合わせて“FRBR Family”と称されている。

IFLA. Functional Requirements for Authority Data (2009). (オンライン), 入手先

<https://www.ifla.org/publications/functional-requirements-for-authority-data>, (参照 2017-11-01)

- 16) 注1), p.324.

- 17) ISBD(国際標準書誌記述)も、以前はISBD(M:図書), ISBD(CM:地図資料)など、資料種別ごとに作られていたが、2011年に「統合版(Consolidated edition)」が出された。

- 18) 全体条文案では「作成者」としていたが、「創作者」に改める予定である。

- 19) 下位エレメントには、種類の細分を示す「エレメント・サブタイプ」(例:エレメント「タイトル」の下の「並列タイトル」)と、構成部分を示す「サブエレメント」(例:エレメント「出版表示」の下の「出版地」)の2種がある。

- 20) 渡邊隆弘. 新しい目録規則 (RDA) から得られるもの: 機

械可読性の視点から. 図書館界, 63 (2), 2011, p.114-121.

- 21) Library of Congress. Bibliographic Framework Initiative. (オンライン), 入手先

<https://www.loc.gov/bibframe/>, (参照 2017-11-01)

RDA との関係を含めて論じた日本語文献に, 以下のものがある。

谷口祥一. BIBFRAME とその問題点 RDA メタデータの観点から. 情報管理, 58 (1), 2015, p.20-27.

- 22) Library of Congress. MARC Standards. (オンライン), 入手先

<https://www.loc.gov/marc/>, (参照 2017-11-01)

- 23) 注 20) 参照

- 24) 注 5) 参照

- 25) パブリック・コメントの内容については, 本稿執筆時点では公表していない。なお, 条文案について論評された論文としては, 以下のものがある。

和中幹雄. 「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) へのコメント. 資料組織化研究 -e. 70, 2017.4. (オンライン), 入手先

<http://techser.info/wp-content/uploads/2017/04/aec97acd2dd177a56d69263706645e7f.pdf>, (参照 2017-11-01)

松井純子. 日本目録規則改訂素案 (新 NCR) の検討. 図書館界. 69 (2), 2017.7, p.125-133.

- 26) 日本図書館協会目録委員会. 『日本目録規則 2018 年版』(仮称) 策定スケジュールの見直しについて. 2017.10. (オンライン), 入手先

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/schedule201710.pdf>, (参照 2017-11-01)

- 27) 注 15) で述べた “FRBR Family” を統合するものとして, 作成された。

IFLA. IFLA Library Reference Model (LRM). 2017.8. (オンライン), 入手先

<https://www.ifla.org/publications/node/11412>, (参照 2017-11-01)

- 28) IFLA. Statement of International Cataloguing Principles (ICP) 2016. (オンライン), 入手先

<https://www.ifla.org/publications/node/11015>, (参照 2017-11-01)

(2017.11.8 受理)